

東京2020大会アーカイブ資産等活用方針（案）

令和4（2022）年●月●日
東京都生活文化スポーツ局

目次

1. 本方針の目的	1
2. 東京 2020 大会アーカイブ資産について	2
(1) アーカイブ資産	2
(2) アーカイブ資産の受入れの視点	3
(3) アーカイブ協定	4
3. アーカイブ資産以外の資産（手で触れることができる資産）	6
4. 資産活用にかかる考え方	9
5. 資産活用に関する具体的な取組	10
(1) イベントでの活用	10
(2) 資産貸出し等での活用	11
(3) 施設の特徴にあわせた活用	11
(4) 他の関係団体との連携	14
6. アーカイブ資産等の保存・管理	15

1 本方針の目的

第32回オリンピック競技大会(2020/東京)及び東京2020パラリンピック競技大会(以下「東京2020大会」という。)は、大会史上初の延期という困難を乗り越え、都民・国民をはじめ関係者の協力を得て、2021年夏に開催されました。コロナ禍という特殊な環境下でも、アスリートが練習を積み最高のパフォーマンスを発揮する姿は、多くの都民・国民に勇気と感動をもたらしました。

東京2020大会及び関連イベントの準備・運営に伴い、公益財団法人東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会(以下「東京2020組織委員会」という。)や開催都市を中心に、メダルや聖火リレートーチ、競技用備品など、様々なものが制作、利用されてきました。

これらの資産は「アーカイブ資産等」として活用し、大会の感動と興奮を分かち合うとともに、未来へ伝え、身近に感じてもらうことで、大会の成果や感動を確かなレガシーとして、将来に引き継いでいくことが重要です。

東京2020大会アーカイブ資産等活用方針は、都民のかけがえのないレガシーとして、アーカイブ資産等の活用を着実に推進することを目的とし、策定するものです。

東京都は、様々なアーカイブ資産等を将来に引き継ぎ、多くの都民・国民に見ていただけるよう適切に資産を保存・管理するとともに、新しい価値を生み出すきっかけとなるようスポーツ、文化、教育等の様々な場面において活用していきます。

令和4年●月

東京都生活文化スポーツ局

2 東京 2020 大会アーカイブ資産について

(1) アーカイブ資産

アーカイブ資産は、大会の準備・運営等に伴って作成・利用された資産のうち、歴史的な価値を有し、大会の記憶・記録を伝えていくもので、権利が国際オリンピック委員会（以下「IOC」という。）及び国際パラリンピック委員会（以下「IPC」という。）に帰属するものを指す。

大会後には、IOC 及び IPC の承認のもと、長期的に保存・管理し、後世に受け継いでいくべき重要なレガシーとなる資産である。

アーカイブ資産は、8つのカテゴリーに分類され、主な資産は下記表のとおりである。原則展示のみに使用でき、触れることができない資産である。

<アーカイブ資産のカテゴリーと資産例>

カテゴリー	資産例
聖火リレー	聖火リレートーチ、ランタン 等
開閉会式・表彰式	メダル、表彰台、衣装、大道具、小道具 等
ユニフォーム	ボランティアユニフォーム、技術役員ユニフォーム等
競技用備品	公式球、ゴールテープ、胴着一式 等
ライセンス商品	衣類、ピンバッジセット、ぬいぐるみ 等
イベント関連制作物	フラッグツアー関連制作物、マスコット 等
装飾物、標識類	のぼり、フラッグ、ピクトグラム 等
記録・報告書等※	大会報告書、チラシ、ポスター、小冊子 マニュアル、各種計画、映像 等

※ 東京 2020 組織委員会の解散後、アーカイブ資産以外の関係法令等に基づき保管が義務付けられている文書等は、別途清算人が保管する。

(2) アーカイブ資産の受入れの視点

東京 2020 大会において、東京 2020 組織委員会が収集したアーカイブ資産となりうるものから、下記の4つの視点に基づいて、資産を受け入れるものとする。

受入れた資産は、資産の特性にあわせて、10 ページ以降に記載している「資産活用に関する具体的取組」のとおり、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会アーカイブ資産協定（以下「アーカイブ協定」という。）及び資産管理活用契約、アーカイブ方針等を遵守し、東京都で保存・管理・利活用を行っていく。

<資産受入の4つの視点>

① 大会との関連性

式典や競技を想起させるものか

② 歴史的な価値

歴史的な価値を有し、長期的に保存し、後世に受け継いでいくべきレガシーとなるか

③ 展示場所との関連性

競技会場を展示場所とする場合に、会場の特性にあうものか

④ 都民・国民への認知度

広く認知されているものか

(3) アーカイブ協定

① 目的

大会の歴史的価値や社会的意義を未来に伝えるため、アーカイブ資産の保存・管理・利活用に関する必要な事項を定めるものである。

② アーカイブ資産における権利

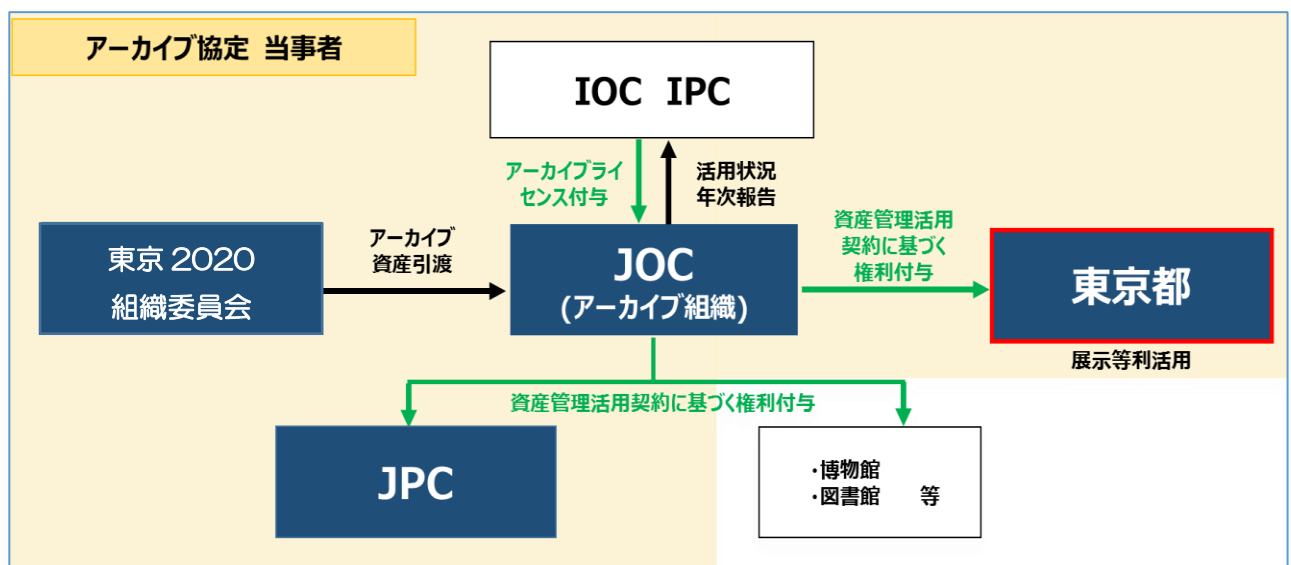
東京 2020 大会資産は、開催都市契約上、原則として IOC や IPC に知的財産を含むあらゆる権利が帰属するものである。令和 3 年 8 月に、IOC、IPC、東京 2020 組織委員会、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）、公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という。）、東京都の 6 者において、アーカイブ協定を締結した。

アーカイブ協定の締結により、全当事者の役割が定められるとともに、アーカイブ組織に権利（アーカイブライセンス）が付与される。

国内当事者はアーカイブ組織と資産管理活用契約を締結することにより、権利が付与され、東京都は開催都市として、資産を適切に保存・管理・利活用していく。

③ アーカイブ資産管理体制

アーカイブ資産の管理体制については、下表のとおりである。



④ 国内当事者の主な役割

国内当事者及びその主な役割は、以下のとおりである。

- ・公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

アーカイブ資産の最終版を承認のために IOC 及び IPC に提出し、アーカイブ資産をアーカイブ組織※1に引き渡す。

解散までの間、アーカイブ管理委員会※2の委員となり、決定及び活動に参加する。

- ・公益財団法人日本オリンピック委員会 (JOC)

IOC 及び IPC から付与されるライセンスに基づき、アーカイブ資産の管理者（アーカイブ組織）となる。

アーカイブ資産の使用を維持、管理、利活用、促進して、オリンピック及びパラリンピックのムーブメントを全国に拡大し、東京 2020 大会のレガシーを次世代に伝える。

- ・公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会 (JPC)

日本全域にパラリンピックムーブメントを展開するため、アーカイブ資産を維持管理、利活用し、アーカイブ組織を支援する。

アーカイブ協定の条件及び資産管理活用契約を遵守し、資産管理・活用等機関となり、アーカイブ資産の一部の保存・利活用を行い、責任を負う。

- ・東京都

東京 2020 大会の開催都市として、東京 2020 大会のレガシーを未来の世代に伝えるためにアーカイブ資産を保存・管理・利活用し、アーカイブ組織を支援する。

アーカイブ協定の条件及び資産管理活用契約を遵守し、資産管理・活用等機関となり、アーカイブ資産の一部の保存及び利活用を行い、責任を負う。

※1 アーカイブ組織とは、アーカイブ資産の管理者として任命され、IOC や IPC に代わって資産の保存、保守及び利用の責任を担う組織を指す。

※2 アーカイブ管理委員会とは、東京 2020 組織委員会、JOC、JPC、東京都が構成員となり、大会後もアーカイブ資産を適切に管理していくために協定締結後、令和 3 年 9 月に設置された組織を指す。

3 アーカイブ資産以外の資産（手で触れることができる資産）

東京都で活用していく資産は、アーカイブ資産と手で触れることができる資産（以下「アーカイブ資産等」という。）とがある。

手で触れることができる資産は、東京 2020 大会において作成・利用され、地域や教育現場など都民に身近な場所や方法で活用し、アーカイブ資産とともに、大会の記憶・記録を伝えていく。

(1) 大会の開催を記念して寄贈された競技用備品等

① 概要

大会の開催や競技の実施を記念するとともに、大会のレガシーを普及することを目的に、東京 2020 組織委員会が、開催都市等の地元自治体に寄贈した競技用備品等であり、触れることができる資産である。

各競技用備品の特性に応じて、適切な保存・管理を行った上で、庁舎や競技会場施設など、多くの人を訪れる場所や身近な場所での展示、競技体験などのイベントで活用する。

② 主な資産例

資産例	イメージ
ゼッケン (空手)	
スイムキャップ (トライアスロン)	
バスケットボール (車いすバスケットボール)	
ヘッドギア (テコンドー)	
グローブ (テコンドー)	

(2) 自治体制作物

① 概要

東京 2020 大会に向け、主に大会の気運醸成のため、各種イベントや庁舎等で使用するために制作した資産である。

大会後においても、大会マークや大会エンブレムなどが入っている制作物を将来にわたって利活用するため、適切に保存・管理していく。

② 主な資産例

資産例	イメージ
のぼり	
バナー (横断幕)	
ポスター	
マスコットパネル	
競技会場計画パネル	

(3) 学校教育プロジェクトで寄贈された資産

① 概要

オリンピック・パラリンピック教育における取組を長く続く教育活動として発展的に取り組むことができる都内公立学校（レガシーアワード校）に寄贈された資産である。

学校において、子どもたちが自由に手に取り、使用することができ、授業の教材としての活用や校内展示で活用していく。

② 主な資産例

資産例	イメージ
大会公式球（野球）	
大会公式球（ソフトボール）	
大会公式球（テニス）	
表彰式メダルトレイ	
寄贈証	

4 資産活用にかかる考え方

以下の3つの考え方に基づいて、アーカイブ資産等（学校教育プロジェクトで寄贈された資産を除く。）を活用していく。

(1) 大会の感動と興奮を分かち合う

より多くの人々が大会の感動と興奮を分かち合い、スポーツ、文化、教育等の様々な場面において、大会のレガシーに触れることが出来るようにする。

- 大会で醸成された様々な感動・興奮や気運を、機を逃さず幅広く多くの人に伝える。
- 各施設での開催競技に関連した展示を行うなど、大会の感動を呼び起こす。
- 子供たちが大会で使用された競技用具等を間近に見て・感じることで、大会の感動が記憶に残るような展示を行う。

(2) 未来へ伝える

大会のレガシーを確実に未来へと引き継いでいくため、大会を振り返る記録としてアーカイブ資産等を効果的に展示するとともに、保存・管理を徹底する。

- メダルや聖火リレートーチ等を活用し、持続可能性への取組など、大会に向けて実施してきた様々な施策を紹介し、未来へ引き継ぐ。
- 大会報告書や各種記録等の資産を活用し、大会の取組や成果を伝える。
- 将来にしっかり引き継いでくため、資産の保存・管理を適切に行う。

(3) 身近に感じる

大会で使用された競技用備品や大会報告書等を直接見てもらうとともに、大会を身近なものとして感じてもらい、スポーツへの興味・関心を喚起する。

- 地域の特性に応じた資産の展示を行い、地域活性化やスポーツの振興に寄与する。
- スポーツイベントだけではなく、様々なイベントで積極的に資産を展示する。
- 人が多く集まる・人が行き交う場所で、興味を引く・興味が湧く展示となるよう工夫し、アーカイブ資産等をきっかけに大会を身近に感じてもらえるよう資産を展示する。

5 資産活用に関する具体的な取組

資産の活用にあたっては、施設を利用しない方やイベントに興味がない方にも見ていただけるような機会を創出し、資産の背後にあるメッセージや理念、歴史的背景が伝わるような展示方法の工夫を行う。また、実施にあたっては、長期的な視点をもって財政的な面を考慮するなど、計画的に取り組んでいく。

(1) イベントでの活用

イベントの内容や来場者の特性にあわせて、以下のような取組を実施する。

- ▶ 大会を想起できるよう解説パネルや音声案内を併設し、来場者にとってわかりやすく、興味がわくような工夫を行う。
- ▶ 手で触れることができない資産は、来場者が資産の大きさや重さなどを実感できるような工夫を行う。
- ▶ パラリンピック競技関連の展示やパラスポーツ競技体験等を行い、障害のある人もない人もパラスポーツを知ってもらい、パラスポーツの普及と振興に繋げていく。
- ▶ 来場者がアクション（見る、聞く、触れる）でき、来場者の記憶に残るような工夫を行う。
- ▶ イベント実施の際には、来場者の記念になるような記念品の配付や SNS 等で発信し、たくなるような写真撮影スポット設置などの工夫を行う。
- ▶ 大会時のボランティア活動経験を活用する場として、ボランティアを活用する。
- ▶ デジタル技術を活用したアーカイブ資産等の展示や企画を実施する。



<アクション(触れる)できる展示>



<写真撮影スポットの設置>



<来場者参加型の競技体験>

(2) 資産貸出し等での活用

関係自治体等が庁舎やイベント等で展示できるよう資産の貸出しを実施する。

- ▶ ワンストップで資産の貸出しができるように、貸出専用の予約システムを構築する。
- ▶ 資産の利用者が利用しやすいように、貸出期間や活用方法など柔軟に対応する。
- ▶ 資産の展示方法や企画をパッケージ化するなど、イベント等で活用しやすいように工夫を行う。
- ▶ 貸出しの際には、資産の保全の観点から、学芸員の助言や立会い等を行い、資産を適切に管理する。
- ▶ 子供たちが直接見て・感じるができるよう、学校等でも利用できるよう貸出しを行う。

(3) 施設の特性にあわせた活用

施設の来場者や施設で実施するイベントの特性に合わせて、資産を活用する。

- ▶ 多くの都民が訪れる都有施設を活用するなど、大会を通じて得た様々なレガシーを幅広く後世に伝える。
- ▶ 障害のある方が利用する施設で展示を行うなど、パラスポーツを知ってもらうとともに、パラスポーツを始めてもらうきっかけを創出する。

施設例	特性にあわせた活用例	主な活用資産例
博物館	<ul style="list-style-type: none">・歴史・文化的関連での展示・文化資産として適切に保管	<ul style="list-style-type: none">・開閉会式や表彰式関連備品・競技用備品・映像、画像 など
図書館	<ul style="list-style-type: none">・広報物や冊子など文書資産の閲覧	<ul style="list-style-type: none">・冊子、ポスター、チラシ・ライセンス商品 など
スポーツ施設	<ul style="list-style-type: none">・大会の記憶と感動を呼び起こすものを展示・競技会場で行われた競技にあわせた展示	<ul style="list-style-type: none">・競技用備品・イベント関連制作物 など
庁舎 文化・教育施設 等	<ul style="list-style-type: none">・大会で得られたレガシーの展示・パラスポーツの振興に繋がる展示	<ul style="list-style-type: none">・開閉会式や表彰式関連備品・競技用備品・ユニフォーム など

【資産を活用する都有施設例】

<博物館>

江戸東京博物館

- 歴史・文化的関連から大会のレガシーを後世に伝える。
- 都民のかけがえのない文化遺産として幅広く活用するため、適切に保管し、効果的な展示方法により、江戸東京の歴史と文化を振り返る。
- 主な活用資産例
 - ・ 開閉会式・表彰式関連備品
 - ・ 競技用備品
 - ・ 聖火リレー関連備品
 - ・ アートポスター、チケット
 - ・ 映像、画像 など



<図書館>

都立中央図書館

- 各種広報物・冊子類などの文書資産を広く都民に伝える。
- 公式報告書やパンフレット等といった文書資産を中心に、適切に保管・活用する。
- 開催都市である東京都の図書館として、東京 2020 大会の所蔵資料の利用促進と、大会の記録等を広く提供・発信する。
- 主な活用資産例
 - ・ 冊子（公式ガイドブック等）
 - ・ ポスター、チラシ
 - ・ ライセンス商品（伝統工芸品）など



<スポーツ施設>

大会時に、競技会場で実施された競技にあわせた展示などを実施する。

- 各施設で実施された競技用備品等を展示し、スポーツへの興味・関心をもってもらうことで、都内におけるスポーツ振興やスポーツ人口の拡大に繋げる。
- 各施設での開催競技に関連した展示を行うなど、より多くの人が大会の感動と興奮を呼び起こし、記憶に残るような展示を行う。
- 主な活用資産例
 - ・ 競技用備品
 - ・ イベント関連制作物
 - ・ ライセンス商品 など



<東京アクアティクスセンター>

<アーカイブ資産等活用施設（予定）>

- ・ 東京体育館
- ・ 有明テニスの森
- ・ 武蔵野の森総合スポーツプラザ
- ・ カヌー・スラロームセンター
- ・ 大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場
- ・ 東京アクアティクスセンター
- ・ 東京スタジアム
- ・ 有明アリーナ
- ・ 有明アーバンスポーツパーク（仮称） など

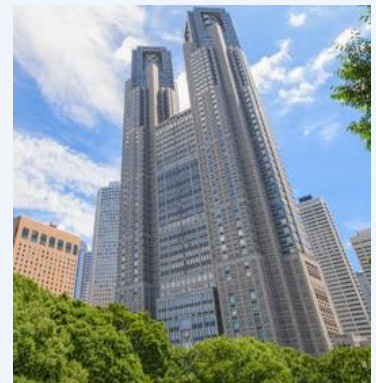
<庁舎、文化・教育施設>

多くの都民が訪れる施設において、施設の来場者にあわせた展示を実施する。

- 実際に使用された競技用備品や体験型展示を通じて、観戦した際の高揚感や感動を想起させる企画を実施する
- 開催都市として実施した様々な取組を紹介するとともに、幅広く後世に伝える。
- 主な活用資産例
 - ・ 開閉会式や表彰式関連備品
 - ・ 競技用備品
 - ・ ユニフォーム など

<アーカイブ資産等活用施設（予定）>

- ・ 東京都庁
- ・ 東京臨海部広報展示室 TOKYO ミナトリエ
など



<東京都庁>

(4) 他の関係団体との連携

① 他の承継団体（JOC・JPC）や学校等との連携

- 資産の相互貸出しなどを行い、事業効果が分散しないよう、連携して事業を展開していく。
- 修学旅行、社会科見学、観光の訪問先に組み込むなど、アーカイブ資産等を多くの方に見ていただく工夫を行う。

② 関係自治体や都内区市町村等との連携

- 関係自治体や都内区市町村等が資産を展示する際には、積極的に資産の貸出しを行うとともに、資産展示の事例紹介や企画を提案するなど、効果的に実施する。
- 大会レガシーの周知・啓発とともに、地域の活性化やスポーツの振興に寄与するよう事業を展開する。

6 アーカイブ資産等の保存・管理

貴重なアーカイブ資産等は、下記保存環境例を参考にし、将来にむかって適切に保存し、管理を徹底する。

また、イベントや各施設で展示する際においても、同様の保存状況で適切に管理を行う。

<保存環境例>

- 適切な保存環境での管理（温度を約 15 度～25 度、湿度を約 30%～60%に設定）
- 防犯対策や防災対策の徹底
- 防カビ対策や防虫対策の徹底
- その他資産の特性にあわせて、保存方法の検討
- 学芸員資格等を保有する者が定期的に資産の保存状態や環境を確認



<適切な保存環境での管理>



<展示場所における防犯対策>



<防虫対策>



<資産の特性にあわせた保存方法>